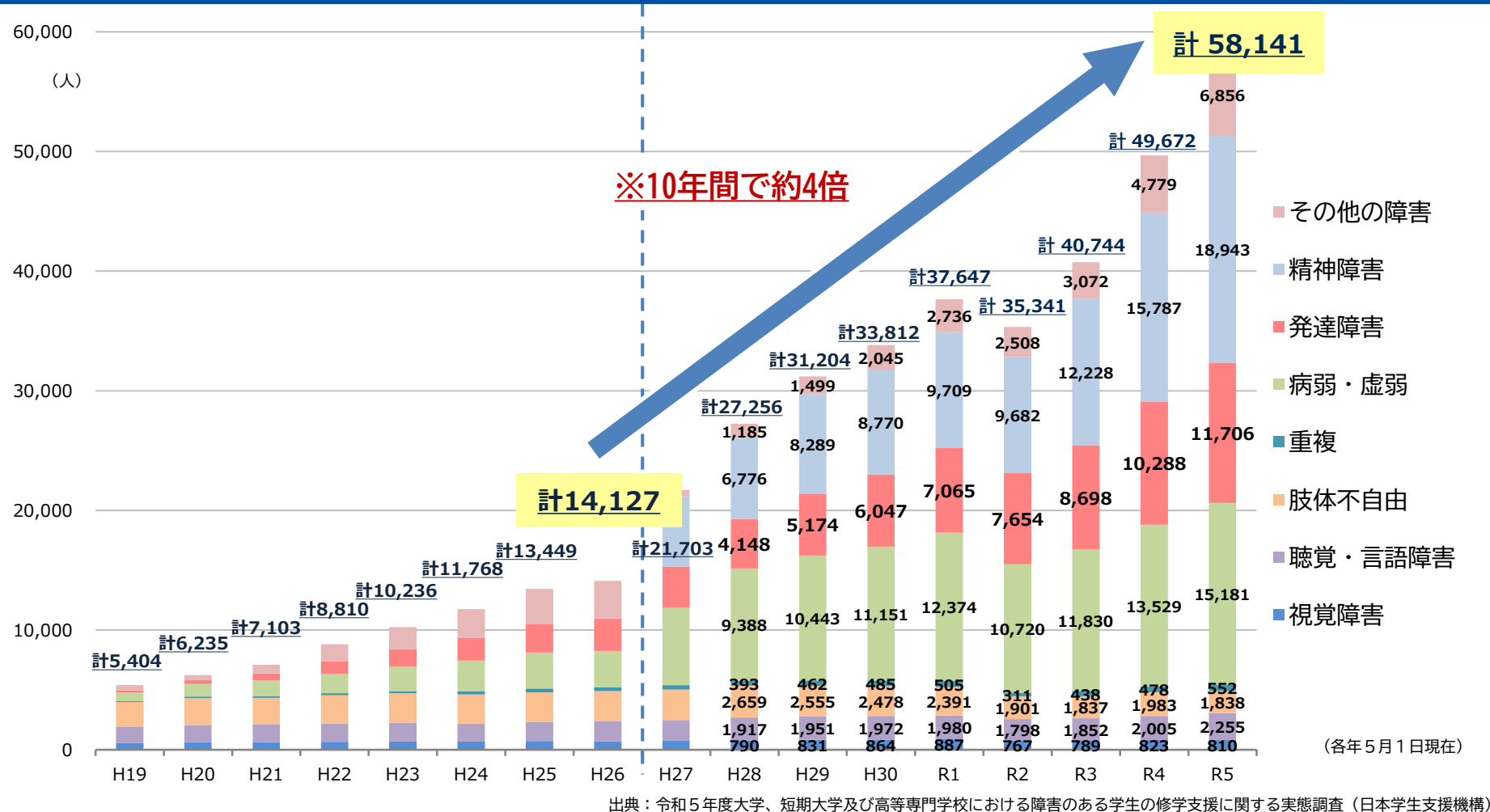


障害のある学生の在籍者数



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものをいう。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」 3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害のある生徒等の入学に関する配慮及び入学者数に関するデータ

○ 障害のある受験者・入学者数

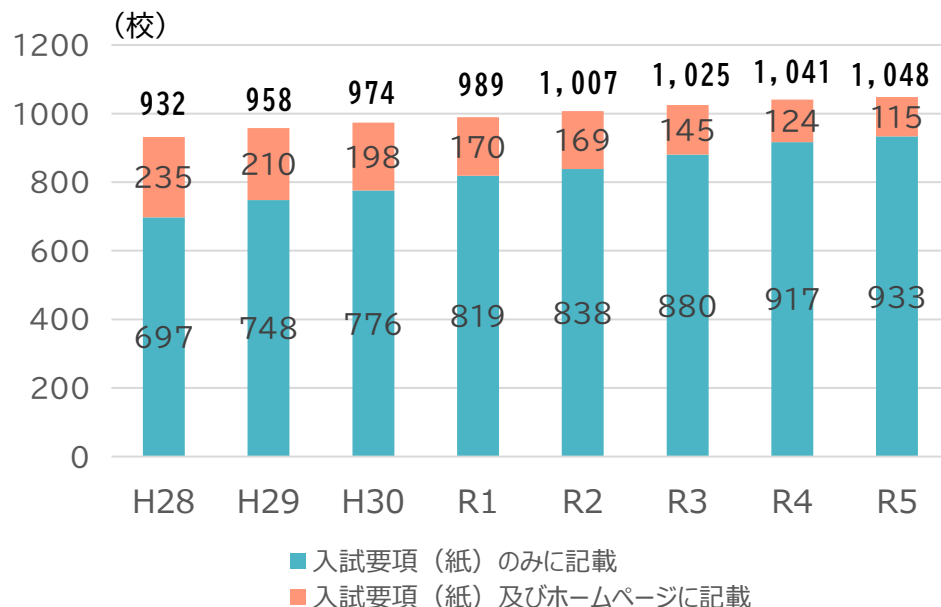
(各年5月1日現在)

(人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害のある受験者数	4,635	4,846	4,883	5,192	7,837	8,186	9,229	10,319
うち、受験上の配慮実施数	3,609	4,215	4,308	4,580	3,544	4,138	5,263	5,883
障害のある入学者数	1,787	1,476	1,516	1,583	4,875	4,915	5,154	5,351
入学者のうち、受験上の配慮実施数※	983	1,083	1,065	1,102	-	-	-	-
(合格者のうち、受験上の配慮実施数)	1,457	1,572	1,505	1,629	1,573	1,935	2,424	2,661

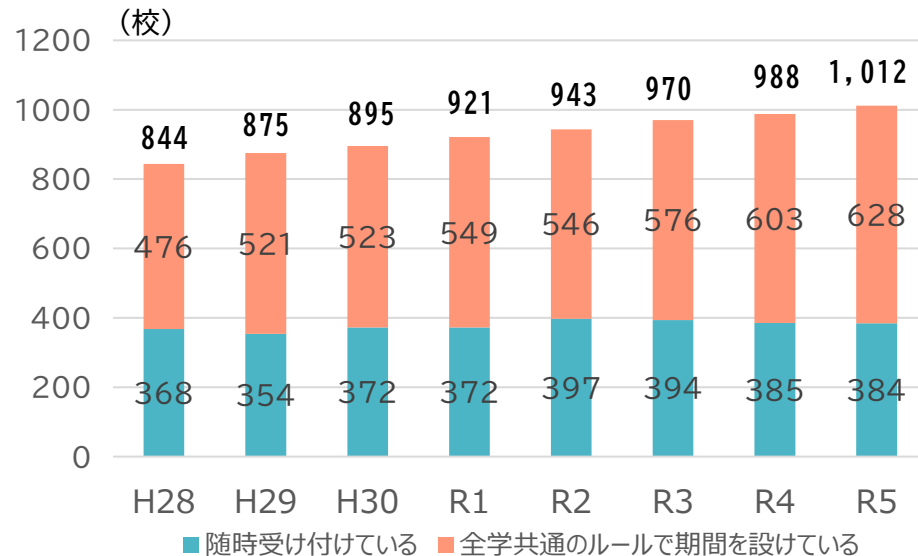
※ R2年度調査以降の集計なし

◆入試要項等への障害学生配慮に関する記載をしている学校数

※ 実施校数は文部科学省にて集計



◆入学者選抜における配慮についての事前相談の受付状況



障害者関係法令と政府施策との関係

法的位置づけ

障害者の権利に関する条約
(平成19年署名・平成26年批准)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（略）を策定しなければならない。

障害者基本法
(昭和45年制定・平成23年一部改正)

障害者基本計画（第5次）
(令和5年3月14日 閣議決定)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(平成25年制定・令和3年一部改正（令和6年4月1日施行）)

第六条 政府は、（略）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（略）を定めなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
(令和5年3月14日 閣議決定)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、（略）事業者が適切に対応するために必要な指針（略）を定めるものとする。

事業者のための対応指針
(平成27年告示、令和5年12月改正)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、（略）当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（略）を定めるものとする。

国等職員対応要領
(平成27年訓令、令和5年12月改正)

3 高等教育段階
障害のある学生の修学支援については、本項に記載の内容のほか、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」において報告されている各「まとめ」も参照しつつ対応することが望ましい。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告
(第一次まとめ（平成24年度）、第二次まとめ（平成28年度）、第三次まとめ（令和5年度）)

①文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

②文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

<https://www.mext.go.jp/kaishou-ty/>



①



②

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ◆ 障害者基本法(第4条)の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- ◆ 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等(国公立大学)や事業者(私立大学)に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- ◆ 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- ◆ 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定(事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待)
- ◆ 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) (※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項)(※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項) → 義務	—	対応指針(※3)の対象

改正

※1 各機関が対応指針を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 令和5年12月28日 文部科学省告示第164号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 令和6年1月17日 5文科初第1788号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)』

障害者基本計画（第5次）【R5～R9】

○ 令和5年3月 閣議決定

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 8. 教育の振興

※青字：第4次基本計画からの変更箇所

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- ◆ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の合理的配慮を含めた必要な配慮、教科書・教材に関する合理的配慮を含めた必要な配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- ◆ 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- ◆ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ◆ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- ◆ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- ◆ 大学入学共通テストにおいて実施されている障害等のある受験者の配慮については、一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ◆ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な合理的配慮を含めた必要な配慮の実施を促進する。
- ◆ 大学等の入試における合理的配慮を含めた必要な配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164. ・ ・ ・ 高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。



基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

障害者基本計画（第5次）【R5～R9】

（令和5年3月 閣議決定）

○ 障害者基本計画 関連成果目標

8. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援</u> を実施している大学等の割合	89.7%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援</u> を実施している大学等の割合	70.5%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する <u>対応要領</u> 、 <u>基本方針</u> 等を整備している大学等の割合	80.6%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	97.3%	100%
<u>紛争の防止、解決等に関する調整機関</u> を設置している大学等の割合	53.9%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	71.0%	100%
<u>ガイダンス</u> において、障害学生支援の手続などに関する <u>学内規程</u> や <u>支援事例</u> 等を周知している大学等の割合	32.4%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓</u> 、 <u>就職活動支援</u> を実施している大学等の割合	22.2%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供</u> を実施している大学等の割合	21.0%	おおむね100%
<u>募集要項等への障害学生への配慮に関する記載</u> を行っている大学等の割合	89.7%	100%

出典：令和4年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



第4次計画における指標を踏襲。引き続き、各成果目標の達成を目指す。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）概要

- ◆ 近年の障害学生の増加や、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行により、私立学校を含む全ての大学等において障害学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることなど、障害のある学生への修学支援体制の整備が急務
- ◆ こうした状況を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。令和6年3月に「第三次まとめ」を取りまとめ

（文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html）

障害学生支援に関する基本的な考え方

1. 大学等における障害学生支援の在り方

- ◆ 大学等は、自らの価値を高め、学生に対する責務を果たすため、事前的改善措置により教育環境の整備を図るとともに、障害学生支援を、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶことができる権利を保障するための手段であるという認識の下で、着実に実施する必要
- ◆ 障害学生支援は、合理的配慮の提供に限定されるものではなく、障害の有無によらず、学内全ての学生を対象に実施している各種支援と併せて行われるもの。合理的配慮の提供以外の学内の学生支援リソースも総合的に活用しながら行うことが望ましい

2. 「障害の社会モデル」の理解に関すること

- ◆ 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう
- ◆ 「障害の社会モデル」の考え方に基づく、障害のない学生を前提として構築された大学等の仕組みや構造が、障害のある学生にとって社会的障壁となっている場合がある
- ◆ 大学等の構成員全てが「障害の社会モデル」を理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要

3. 障害者差別解消法上の大学等の義務と努力義務

- ◆ 大学等の義務である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供、努力義務である環境の整備について説明

4. 障害の根拠資料に関する考え方

- ◆ 大学等は個々の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出を求めることが適当
- ◆ 一律に「根拠資料がなければ合理的配慮を一切提供しない」といった、形式的な対応をとらないよう留意する必要

5. 学内の教職員向け対応要領・ガイドライン等

- ◆ 大学等やその設置者が組織として責任の所在を明確にし、障害学生支援に取り組むためには、教職員の共通認識が不可欠。その手段として、教職員向けの対応要領・ガイドライン等を作成することが有効

6. 障害のある学生の意思表明を促す取組

障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対処の取組

1. 学内の体制整備

- ◆ 学内の支援体制の構築、支援人材の配置・育成、学生支援部署の連携といった取組のほか、3つのポリシーやシラバスにおける留意点

2. 合理的配慮の提供における諸課題

- ◆ 大学等が提供する合理的配慮と本人の意向との齟齬や内容決定までの長期化、固定化に対する対応、大学院や通信教育課程における合理的配慮の留意事項など

3. 紛争の防止・解決

- ◆ 紛争の防止・解決のスキーム、入試における合理的配慮の提供に関する紛争の防止・解決

4. オンライン学修における合理的配慮の在り方

- ◆ オンライン学修を行う際は、授業ごとの特色を踏まえて、対面とオンライン学修を組み合わせたブレンディッド型授業も考えられる
- ◆ 障害のある学生の個別の状況と当該授業の個別の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならない点に留意
- ◆ 大学等の事情ではなく、本人の意向の尊重や教育の質の担保の観点を踏まえて実施する必要

5. 合理的配慮とテクノロジーの活用

- ◆ 大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整備することを期待

6. 障害のある学生の就職等の支援

- ◆ 就職における多数の選択肢や福祉的支援等について情報を収集、効果的に情報提供

7. 障害のある学生の災害時対策

8. 大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携

- ◆ 大学等が単独で対応することが難しい場合、様々な団体・大学の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、企業や民間団体と連携することも有効

大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用

- ◆ 組織的なアプローチによって高等教育機関全体の障害学生支援を一層促進

1. 障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進

2. 専門的知識を有する障害学生支援人材の育成

3. 大学等や学生等からの相談への対応

4. 全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

0.5億円
0.3億円)



現状・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約5.0万人※であり、平成25年から令和4年の10年間で約4倍に増加。
- さらに、令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む全ての大学等で障害者への合理的配慮の提供が義務化される。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の26.1%※であり、体制整備や支援人材の育成等を一層推進することが必要。
- また、紛争防止・解決等の調整を行う機関を設置している大学等は52.3%※であり、障害学生からの相談対応や調整機能の更なる強化も必要。

「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月閣議決定)

○ 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進

○ 障害学生支援についての理解促進・普及啓発を行うための情報提供・教職員向け研修等の充実

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月閣議決定)

第2章4. 包摂社会の実現(共生・共助社会づくり)

○ 障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援…(略)…の促進等を図る。

「障害のある学生の修学に関する検討会」(令和5年4月・高等教育局長決定)

① 紛争解決を含めた相談機能の拡充 ② 専門的知識を有する人材育成のための研修機能の拡充 ③ 地域・企業・社会資源等との連携の更なる推進 → 大学等間格差の是正、あらゆる大学等のネットワーク参画に向け、拠点機能の充実が不可欠



先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、国公私立大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することにより、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実させることが必要。

事業内容

事業実施期間

令和6年度～令和10年度(5年間・予定)

件数・単価

2拠点×2,455万円

交付先

拠点大学(2拠点)

障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進



プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、地域ごとの障害学生支援ネットワークの形成支援や日本学生支援機構を含む既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。

大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出



紛争防止・解決に向けた相談を含め、大学等や学生等からの相談に対して、専門的な助言や提案を実施。加えて、大学等に対する支援機器の貸出を含めた支援を実施。

専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修実施

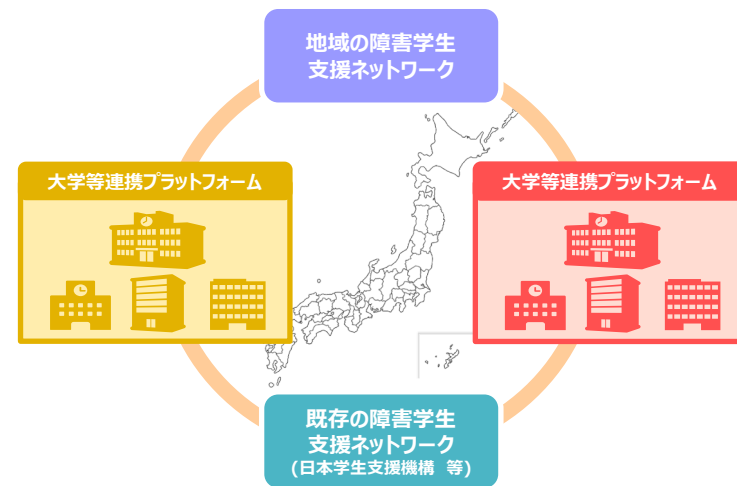


拠点大学等を中心に、プラットフォーム参加大学等に向け、基礎的な理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成。

規模や体制に関わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信



合理的配慮の提供、就職支援を始めとした取組、紛争の防止・解決、「心のバリアフリー」促進に向けたピア・サポートの実施方法などに関する好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築。さらに、低年次の障害学生に向けた卒業進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等のロールモデル事例を収集し、各大学等へ発信。



アウトプット(活動目標)

- ◆ プラットフォームの形成(拠点校採択校数)

R6

2校

短期アウトカム(成果目標)

- ◆ プラットフォームにおける大学等からの相談対応の拡充
【相談件数】R4: 224件 → R6~R7: 500件(目標値)
- ◆ 事業参加大学等の増加
【参加校数】R4: 92校 → R6~R7: 160校(目標値)

中期アウトカム(成果目標)

- ◆ 大学間連携を含む関係機関との連携実施校数増加
R4: 48.8%※ → R8~R9: 90%(目標値)
- ◆ 障害学生支援の専門部署・機関設置校数増加
R4: 26.1%※ → R8~R9: 50%(目標値)

長期アウトカム(成果目標)

- ◆ 障害のある学生の就職者数の増加
- ◆ 障害者基本計画各成果目標の達成

共生社会の実現

※出典: (独)日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(令和4年度)」

(担当: 高等教育局学生支援課)

独立行政法人日本学生支援機構の取組

1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ◆すべての大学等（大学・短大・高専）を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ◆調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

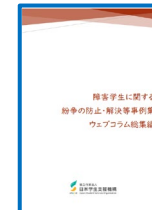
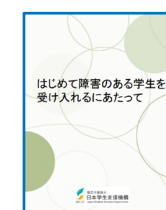
- ◆障害者差別解消法に関する基本的な事項について理解啓発を行うセミナー
- ◆**基礎編：オンデマンド配信中**（登録不要・一般公開）
内容（各10分程度）：①総論 ②不当な差別的取扱いの禁止 ③合理的配慮の提供 ④事前的改善措置 ⑤相談・紛争防止等のための体制整備
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/sabetsukaisho/2024.html

3. 障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー

- ◆発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー

4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ◆講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ◆令和6年度 基礎プログラム：7月実施済 応用プログラムー詳細未定



5. ハンドブックや事例集などの作成

- (1) **合理的配慮ハンドブック**
 - ・障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説（平成29年度作成・公表／平成30年度市販）
- (2) **教職員のための障害学生修学支援ガイド**
 - ・障害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組めばよいかを解説（平成26年度改訂・公表）
- (3) **障害のある学生への支援・配慮事例**
 - ・大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介（平成27年度作成・公表）
- (4) **障害のある学生に関する紛争の防止・解決事例集**
 - ・障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。
 - ・「障害学生に関する紛争防止・解決事例集ウェブコラム総集編」の作成（令和3年3月公表）

6. 障害学生修学支援ネットワーク

- ◆拠点校により、全国の大学等から障害学生修学支援に相談対応等の取組を実施。
- 拠点校：札幌学院大学・宮城教育大学・筑波大学・富山大学・日本福祉大学・同志社大学・関西学院大学・広島大学・福岡教育大学
- 協力機関：筑波技術大学・国立特別支援教育総合研究所・国立障害者リハビリテーションセンター

【参考】障害学生支援に役立つ情報集

◆支援を始めるにあたって・・・

障害者への支援全般のことについて知りたい	https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp (内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」)
障害者差別解消法について知りたい (高等教育機関向け)	https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/sabetsukaisho/2024.html (日本学生支援機構「障害者差別解消法に関する理解啓発セミナー」)
障害学生支援を始める上で準備すべきことや 支援者の心構えなどについて知りたい	https://phed.jp/about/standard.html (東京大学PHED「障害学生支援スタンダード」※障害のある学生の修学・就職支援促進事業)

◆支援を行う中で困りごとがあるときは・・・

支援を行う上での配慮のポイントについて知りたい	https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/qa/ (京都大学HEAP「Q&Aデータベース」※障害のある学生の修学・就職支援促進事業)
支援に関する悩みごとや支援機器貸出などについて 相談したい	https://phed.jp/contact/ (東京大学PHED「お問い合わせ」※障害のある学生の修学・就職支援促進事業) https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/counsel/ (京都大学HEAP「相談・問い合わせ先」※障害のある学生の修学・就職支援促進事業)

◆その他

地域の学外機関との連携を強化したい	https://phed.jp/townmeeting/ (東京大学PHED「タウンミーティング」※障害のある学生の修学・就職支援促進事業)
発達障害のある学生への支援について知りたい	https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/ (筑波大学RADD「発達障害学生支援プロジェクト」※教育機関協働利用拠点)